

Q&A

退職される方の年金の請求手続きについて



共済組合への請求が必要です

年金の受給権は、退職などの給付事由によって生じますが、年金が自動的に支給されるわけではなく、受給権者が年金を受けるためには、共済組合に対して請求をしなければなりません。

この請求は、所定の請求書に退職時又は死亡時などの所属機関の長の証明を受け、これに必要な書類を揃えて、速やかに共済組合に提出してください。

また、法律の改正や物価の変動により年金額が変わった場合は、請求は必要ありませんが、年金受給者の事情により年金額が変わる場合は、請求が必要です。

※なお、長期給付は、その給付事由が生じた日から5年間請求しないと時効によって受給権が消滅することになりますので、注意してください。

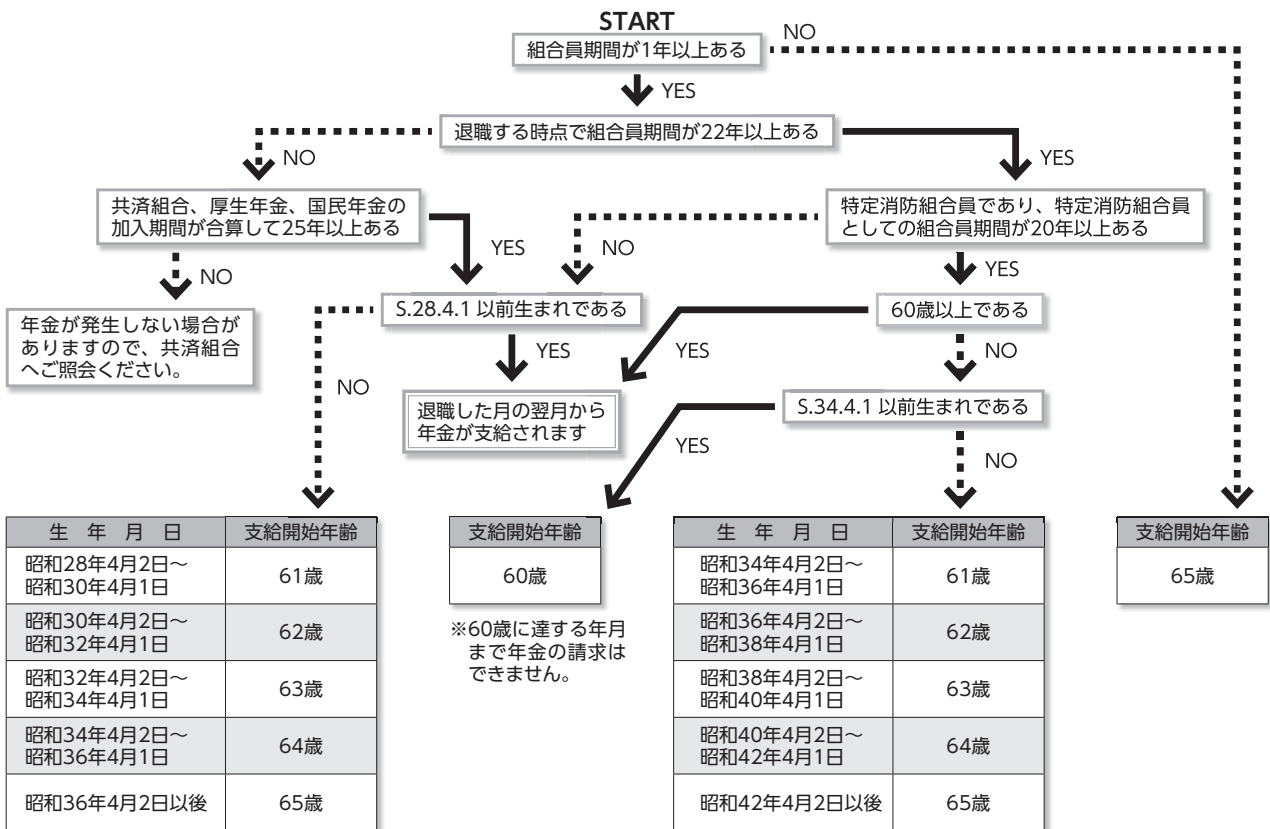
# 平成25年度退職者の支給開始年齢について

下記のチャートをご覧になり、何歳から退職共済年金が支給できるのかをご確認ください。

退職時において、年金の支給開始年齢になっていない方につきましては、支給開始年齢到達の前月にご自宅へ年金請求手続きのご案内を送付させていただきます。したがって、退職時から住所及び氏名が変更になった際には、共済組合まで必ずご連絡ください。

なお、昭和28年4月生まれの一般組合員の方については、3月にお勤め先の共済事務担当課を通じてご案内させていただきます。

また、請求については、必要書類を取り揃えの上、最後にお勤めされていた市町村役場等の共済組合事務担当課へご提出ください。



※厚生年金、国民年金等の公的年金制度に加入していた方(加入中も含む)は年金請求の際、「年金加入期間確認通知書」が必要となりますので、最寄りの年金事務所等へご請求ください。

## Q&A

**Q 共済年金の支払いをする共済組合はどこでしょうか？**

**A** 共済年金の支払いをするのは、年金受給権者の方が最後に公務員を退職した当時所属していた共済組合です。したがって、公務員としていくつかの地方公共団体に勤務していたことなどにより、ふたつ以上の共済組合の組合員であった方については、最後に所属していた共済組合から年金の支払いを受けることになります。

**Q 年金はいつ支払われるのですか？**

**A** 共済年金は、年6回、それぞれの月の15日（その日が金融機関の休日に当たるときはその直前の営業日又は取扱日）に支払われます。この支払いは、年金受給者の方があらかじめ指定した金融機関の指定口座に直接振り込まれます。

支払月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払月分	12月、1月分	2月、3月分	4月、5月分	6月、7月分	8月、9月分	10月、11月分

記事提供：(株) 社会保険出版社